

FWDがんベスト・ゴールド

無解約返戻金型がん保険

重要事項説明書	2021年11月改訂
ご契約のしおり・約款 検索コード	089-20211102

上記コードは、当社ホームページから「ご契約のしおり・約款」をご確認いただく際に使用するコードです。

重要事項説明書(契約概要)

- 「重要事項説明書(契約概要)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますので、あわせてご覧ください。

1 保険商品の特長としくみ

基本事項

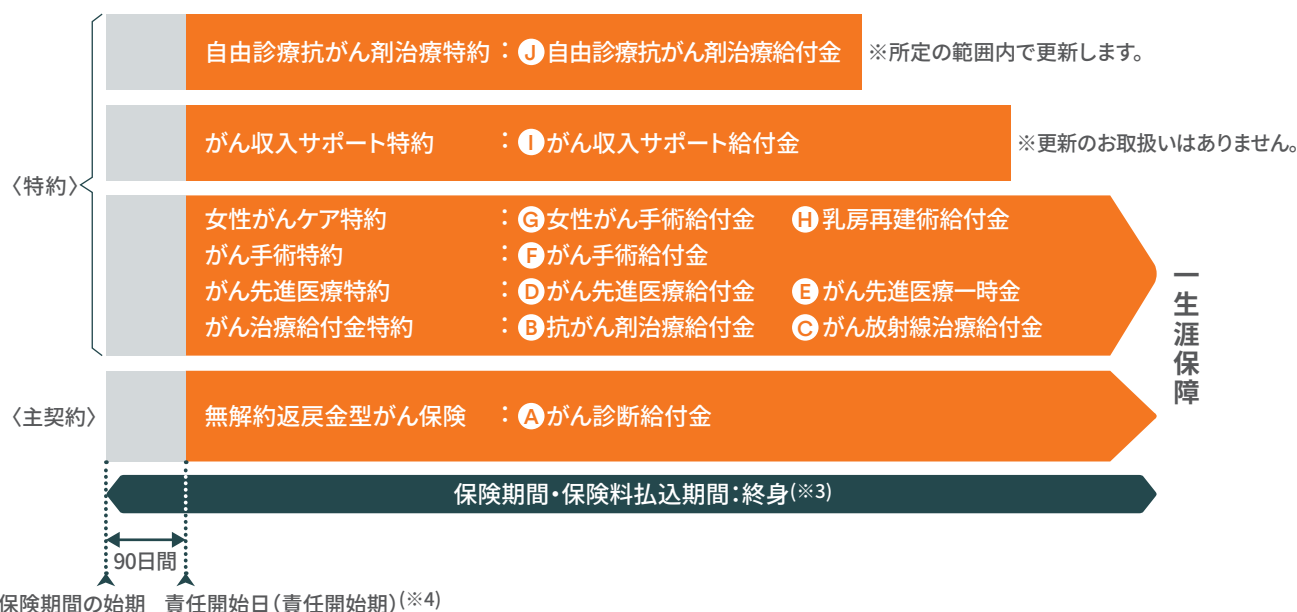
正式名称	無解約返戻金型がん保険
ペットネーム	FWDがんベスト・ゴールド

お申込みいただく保険契約のご契約内容、個別の保険料等については、保険設計書や申込書にてご確認ください。
なお、この保険における「がん」とは、『[ご契約のしおり・約款 別表36 対象となるがん](#)』に定める「悪性新生物」および「上皮内新生物」をいいます。

保険商品の特長

- 初めてがんと診断確定されたとき^(※1) 給付金をお支払いします。
- 初めてがんと診断確定された時点で以後の保険料のお払込みが免除されます。
- 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより割安な保険料になっています。
- 主契約が短期払^(※2)で、保険料払込期間満了後に解約した場合は解約返戻金、死亡した場合は死亡給付金があります。
- 各種特約を付加することにより、保障内容を充実させることができます。

【しくみ図】 全期払^(※2)の場合



(※1) がん診断給付金の2回目以降の支払事由については、『[2 主契約の保障内容について](#)』をご覧ください。
(※2) 「短期払」とは保険料払込期間が保険期間より短いもの、「全期払」とは保険期間と保険料払込期間が同じものをいいます。
(※3) がん収入サポート特約の保険期間・保険料払込期間は、所定の範囲内からご選択いただけます。自由診療抗がん剤治療特約の保険期間・保険料払込期間は5年です。
(※4) この保険は、保険期間の始期の属する日から起算して90日を経過した日の翌日から保障を開始します。

2 主契約の保障内容について

詳細は『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

保障内容

お支払いする給付金	支払事由	支払額	支払限度	受取人
A がん診断給付金	責任開始日以後の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1) 初めてがん診断確定 ^(※1) されたとき (2) 前回のがん診断給付金の支払事由が生じた日から起算して1年を経過した日の翌日以後に、既に診断確定されたがんとは関係なく、新たにがん診断確定されたとき (3) 前回のがん診断給付金の支払事由が生じた日から起算して1年を経過した日の翌日以後に、責任開始日以後の保険期間中に診断確定されたがんの再発または転移 ^(※2) が認められたとき (4) 前回のがん診断給付金の支払事由が生じた日から起算して1年を経過した日の翌日以後に、責任開始日以後の保険期間中に診断確定されたがんについて当社所定の治療を直接の目的として入院をしているときまたは通院をしたとき	がん診断給付金額	通算限度なし (1年に1回)	被保険者
死亡給付金	保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	がん診断給付金額×10%	—	死亡給付金受取人

死亡給付金のお支払いには所定の免責事由があります。

(※1) がんの診断確定は、病理組織学的所見(生検を含み、剖検を除きます。以下、同じ。)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。

(注) 他の所見による診断確定とは、細胞診検査による所見、臨床検査(血液、X線、CT、MRI、超音波、内視鏡等の検査)による所見(身体検査による理学所見を除きます。)、手術所見の全部またはいずれかによる診断確定を指します。これらの所見による診断確定を認める場合は、「がんの全身転移等の末期症状で手術をしない場合」や「脳腫瘍等で手術をしない場合」等、病理組織学的所見が不能である場合となります。よって、一般的に病理組織学的検査を実施することが可能な状態であるにもかかわらず、治療方針の選択等、被保険者の事情や都合により検査・手術を延期・拒否し、病理組織学的検査ができない場合や手術の予定がある場合には、その他の所見による診断確定は認められません。

(※2) がんの再発または転移の確認は、次のいずれかの客観的所見(身体検査による理学所見を除きます。)により医師によってなされることを要します。

- (1) 病理組織学的所見 (2) 細胞診検査による所見
- (3) 臨床検査(血液、X線、CT、MRI、超音波、内視鏡等の検査)による所見 (4) 手術所見

給付金のお支払いについての留意事項

死亡給付金	お取扱いは以下のとおりです。 ----- 全期払 保険期間を通じて死亡給付金はありません。 ----- 短期払 保険料払込期間中 : 死亡給付金はありません。 保険料払込期間満了後 : 保険料払込期間満了の日まで保険料が払い込まれている場合は、がん診断給付金額の10%の死亡給付金をお支払いします。
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



被保険者が死亡したときには、ご契約は消滅します。

保険料払込みの免除

以下の事由に該当したときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含まれます。)のお払込みを免除します。

保険料払込みの免除事由	責任開始日以後の保険料払込期間中に初めてがん診断確定されたとき
-------------	---------------------------------

がん診断給付金通院不担保特則について

- 主契約には、がん診断給付金通院不担保特則を付加することができます。
- がん診断給付金通院不担保特則を付加することで、「[2 主契約の保障内容について](#) [保障内容](#)」[A](#) [がん診断給付金の支払事由](#)(4)の「通院をしたとき」ががん診断給付金のお支払いの対象外となりますが、その分、保険料が安くなります。
- 詳細は『[ご契約のしおり・約款](#)』をご覧ください。



- がん診断給付金通院不担保特則を中途付加することはできません。
- がん診断給付金通院不担保特則のみの解約はできません。

3 付加できる特約について

主契約には、以下の特約を付加することができます。詳細は『[ご契約のしおり・約款](#)』をご覧ください。

(注)ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。

特約名	お支払いする給付金等	支払事由	支払額	支払限度
がん治療給付金特約	B 抗がん剤治療給付金	保険期間中に、次のすべてを満たす入院または通院をしたとき ●責任開始日以後に、 診断確定もしくは再発または転移が確認されたがんの治療を目的とする入院または通院であること ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、 所定の抗がん剤またはホルモン剤(※1)にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること	がん治療給付金額	通算限度なし (同一月に1回)
	C がん放射線治療給付金	保険期間中に、次のすべてを満たす放射線治療を受けたとき ●責任開始日以後に、 診断確定もしくは再発または転移が確認されたがんの治療を直接の目的とする放射線治療であること ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、 放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為であること (ただし、血液照射を除きます。)		通算限度なし (同一月に1回)
がん先進医療特約	D がん先進医療給付金	保険期間中に、次のすべてを満たす療養を受けたとき ●責任開始日以後に、 診断確定もしくは再発または転移が確認されたがんの治療を直接の目的とする療養であること ● 先進医療による療養であること	先進医療による療養に係る技術料と同額	通算： 2,000万円
	E がん先進医療一時金	保険期間中に、 がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	がん先進医療給付金×10%相当額	—
がん手術特約	F がん手術給付金	保険期間中に、責任開始日以後に、 診断確定もしくは再発または転移が確認されたがんの当社所定の治療を直接の目的とする手術を受けたとき	【手術1回につき】 がん手術給付金額	通算限度なし (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによるがん手術は60日に1回)

特約名	お支払いする給付金	支払事由	支払額	支払限度
女性がんケア特約	G 女性がん手術給付金	保険期間中に、責任開始日以後に、 <u>診断確定もしくは再発または転移が確認されたがんの治療を直接の目的とする次のいずれかの手術を受けたとき</u> ● <u>乳房観血切除術</u> ● <u>卵巣観血切除術</u> ● <u>子宮観血切除術</u>	【手術1回につき】 女性がんケア給付金額	● <u>乳房観血切除術</u> ： 片側1乳房につき1回 ● <u>卵巣観血切除術</u> ： 2回 ● <u>子宮観血切除術</u> ： 1回
	H 乳房再建術給付金	保険期間中に、責任開始日以後に、 <u>女性がん手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき</u>		片側1乳房につき1回
がん収入サポート特約	I がん収入サポート給付金	責任開始日以後の保険期間中に、 <u>主契約のがん診断給付金の支払事由に該当し、主契約のがん診断給付金が支払われるとき</u>	がん収入サポート給付金月額×12	通算限度なし
自由診療抗がん剤治療特約	J 自由診療抗がん剤治療給付金	保険期間中に、 <u>次のすべてを満たす入院または通院をしたとき</u> ●責任開始日以後に、 <u>診断確定もしくは再発または転移が確認されたがんの治療を直接の目的とするものであること</u> ● <u>がん診療連携拠点病院等またはそれらに準ずると当社が認めた日本国内の病院におけるものであること</u> ● <u>所定の抗がん剤またはホルモン剤(※1)が処方または投与されるものであること</u>	(※2)をご覧ください。	通算： 3,000万円

(※1) がん治療給付金特約と自由診療抗がん剤治療特約では、支払対象となる抗がん剤またはホルモン剤は異なります。[「給付金等のお支払いについての留意事項」](#)をご覧ください。

(※2) J 自由診療抗がん剤治療給付金の支払額は次のとおりです。

所定の抗がん剤またはホルモン剤の処方または投与に対して被保険者が負担する薬剤料(消費税を含みます。)と同額。ただし、次の金額を上限とします。

- (1) 被保険者が処方または投与された所定の抗がん剤またはホルモン剤が適応外使用(※3)に該当する場合
抗がん剤治療またはホルモン剤治療を受けた日現在の薬価基準において定められている薬剤の価格
- (2) 被保険者が処方または投与された所定の抗がん剤またはホルモン剤が未承認薬に該当する場合
国内外の薬剤の価格(※4)の2.5倍の金額

(※3) 「適応外使用」とは、抗がん剤またはホルモン剤治療を受けた時点において、厚生労働大臣による製造販売の承認時に効能または効果があると厚生労働大臣により認められたがんとは異なるがんに対して使用すること、または異なる用法・用量で使用することをいいます。

(※4) 国内外における薬剤の卸売価格や実勢価格を参考とします。

特約名	お取扱内容
指定代理請求人特約	給付金等の受取人(※)である被保険者が、給付金等を請求できない所定の事情があるときに、被保険者に代わり、 指定代理請求人が請求 を行うことができます。

(※) 保険料払込みの免除の場合はご契約者



2020年11月現在、指定代理請求人特約を除き、特約を中途付加することはできません。

給付金等のお支払いについての留意事項

<p>がん治療 給付金特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 抗がん剤治療給付金の支払対象となる抗がん剤またはホルモン剤は、『ご契約のしおり・約款 がん治療給付金特約条項 第6条 備考*2』をご覧ください。 ● 抗がん剤治療給付金の支払対象には、再発予防を目的とする抗がん剤またはホルモン剤の投与および処方のための入院または通院を含みます。 ● 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、当該処方せんに基づいて所定の抗がん剤またはホルモン剤の支給を受けた場合に限り抗がん剤治療給付金をお支払いします。 ● 抗がん剤治療給付金の支払事由該当日については、『ご契約のしおり・約款 がん治療給付金特約条項 第6条 3』をご覧ください。 ● がん放射線治療給付金の支払対象となる治療には、電磁波温熱療法を含みます。 ● がん放射線治療給付金の支払事由該当日については、『ご契約のしおり・約款 がん治療給付金特約条項 第7条 4』をご覧ください。 ● 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療を複数回受けたときは、それらの放射線治療については、いずれか1つの放射線治療についてのみ支払事由に該当するものとして取り扱います。
<p>がん先進医療 特約</p>	<p>支払対象となる先進医療については、『ご契約のしおり・約款 がん先進医療特約条項 第1条 1』をご覧ください。</p>
<p>がん手術特約</p>	<p>支払対象となる手術については、『ご契約のしおり・約款 別表31 対象となるがん手術』をご覧ください。</p>
<p>女性がんケア 特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性がん手術給付金の支払事由に該当する卵巣観血切除術および子宮観血切除術を同時に受けた場合、子宮観血切除術を行ったものとして扱い、これに対する女性がん手術給付金のみお支払いします。 ● 両卵巣について、女性がん手術給付金の支払事由に該当する卵巣観血切除術を同時に受けた場合、1回分の手術に対する女性がん手術給付金のみお支払いします。 ● この特約の女性がん手術給付金および乳房再建術給付金のいずれもが支払限度に達したときまたは、この特約の支払対象となる部位(乳房、卵巣および子宮)のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき、この特約は消滅したものとみなします。
<p>がん収入サポート 特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● がん収入サポート給付金は、支払事由が生じた日を第1回の支払日とし、第1回の支払日より後に到来する契約日の毎月の応当日の前日を第2回以後の支払日として、それぞれの支払日ごとに12回に分割して支払います。 ● がん収入サポート給付金の支払中にこの特約の被保険者が死亡したときは、がん収入サポート給付金の未支払分を主契約のがん診断給付金受取人の法定相続人に一時に支払います。 ● 主契約にがん診断給付金通院不担保特則を付加する場合、主契約のがん診断給付金の支払事由が一部変更となりますので、がん収入サポート給付金の支払対象も変更されます。
<p>自由診療抗がん剤 治療特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 支払対象となる抗がん剤またはホルモン剤には、所定の要件があります。以下は要件の一部です。 次のいずれかに該当する薬剤であること (1) 抗がん剤またはホルモン剤治療を受けた時点における、米国National Comprehensive Cancer Network (NCCN) ガイドラインが推奨する治療方針に基づき処方または投与される適応外使用の薬剤 (2) 患者申出療養として処方または投与される適応外使用の薬剤または未承認薬 ● その他の所定の要件については、『ご契約のしおり・約款 別表37 対象となる抗がん剤またはホルモン剤』をご覧ください。 ● 処方または投与された薬剤によっては、支払対象にならない場合があります。また、支払対象となる場合でも、支払額に上限がある場合があります。そのため、治療開始前に総合サービスセンターまでお問い合わせください。

4 契約者配当金について

この保険には、契約者配当金はありません。

5 解約返戻金について

■主契約の解約返戻金のお取扱いは以下のとおりです。

全期払	保険期間を通じて解約返戻金はありません。	
短期払	保険料払込期間中	：解約返戻金はありません。
	保険料払込期間満了後	：保険料払込期間満了の日まで保険料が払い込まれている場合は、がん診断給付金額の10%の解約返戻金をお支払いします。

■特約・特則については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

6 保険契約の更新について

主契約に自由診療抗がん剤治療特約を付加している場合で、主契約の保険料払込期間中に自由診療抗がん剤治療特約の保険期間が満了するとき、保険期間が満了する月の前月の末日までに、継続しない旨のお申出がない限り、所定の範囲内で自動的に更新されます。



- 更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
- 保険期間は更新前の保険期間と同一とします。
- 更新は最長で、主契約が全期払の場合は99歳まで、短期払の場合は主契約の保険料払込期間満了までとなります。

重要事項説明書(注意喚起情報)

- 「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- このほか、支払事由やご契約の内容に関する事項は『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますので、あわせてご覧ください。

1 クーリング・オフ制度について

ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

- 申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます。)は「ご契約の申込日」または「重要事項説明書(注意喚起情報)を受け取った日」のいずれか遅い日から起算して**14日以内**であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)ができます。
- 「お申込みの撤回等の書面」の発信時に給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、「お申込みの撤回等の書面」の発信時に、申込者等が給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- お申込みの撤回等があった場合には、当社は、申込者等にお申込みいただいた金額を全額返還します。
- 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。
- 当社の指定する医師の診査が終了した場合や、法人を契約者とする場合等は、このお取扱いをいたしません。

お申出方法

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により総合サービスセンター宛にご送付ください。なお、保険証券がお手元に到着している場合には、「お申込みの撤回等の書面」とともに保険証券を同封して封書にてご送付ください。

●「お申込みの撤回等の書面」の記入事項

- ・お申込みの撤回等をする旨の文言
- ・証券番号
- ・保険種類
- ・申込者等の氏名(自署)
- ・住所、電話番号
- ・送金先口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人)

●「お申込みの撤回等の書面」の送付先

〒530-8573 大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB
FWD生命保険株式会社 総合サービスセンター

2 健康状態や職業等の告知義務について

告知義務について

- ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、お身体の障害状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。



告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店)に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

傷病歴等がある方への引受対応について

ご契約者間の公平性を保つために、お客さまのお身体の状態に応じた引受対応を行っており、告知いただいた内容によっては、ご契約のお引受けをお断りすることがあります。

告知が事実と相違する場合

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約や特約を解除することがあります。
 - 責任開始日から2年を経過していても、給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合、ご契約や特約を解除することがあります。
 - ご契約や特約を解除した場合には、給付金等をお支払いすることや、保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ただし、「給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。
- 上記以外にも、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。
 - この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日から2年経過後でも取消しとなることがあります。また、[すずにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。](#)

3 保障の責任開始について

- 責任開始期とは、お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期をいいます。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合	「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下、同じ。)を当社が受け取った時 ^(※) 」または「告知の時」のいずれか遅い時を保険期間の始期とし、その日から90日を経過した日の翌日
「責任開始期に関する特約」を付加する場合	「お申込みを受けた時(当社が保険契約の申込書を受領した時)」または「告知の時」のいずれか遅い時を保険期間の始期とし、その日から90日を経過した日の翌日

(※)第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合、「当社がクレジットカードの有効性等を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時」となります。

- 生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 給付金等をお支払いできない場合等

次のような場合には、給付金等のお支払いができません。また、保険料のお払込みを免除できません。

免責事由に該当した場合

例:死亡給付金受取人等の故意による被保険者の死亡によるとき

責任開始日の前日以前のがんの診断確定による無効の場合

被保険者が責任開始日の前日以前にがん診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかに関わらず無効となり、無効となった主契約・すべての特約の給付金等はお支払いできません。

告知義務違反による解除の場合

重大事由による解除の場合

給付金等を詐取る目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除されたとき

保険料のお払込みがないことによる失効の場合

保険契約について詐欺による取消しの場合

給付金等の不法取得目的による無効の場合

5 ご契約内容等の確認制度について

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約の申込後、または給付金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご契約の申込(告知)内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。

6 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について

- 第2回以後の保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- [猶予期間内に第2回以後の保険料が払い込まれない場合、ご契約は失効します。](#)
- 「責任開始期に関する特約」を付加する場合、第1回保険料の払込みの猶予期間は、払込期間満了の日の属する月の翌月1日から翌々月末日までとなります。猶予期間内に第1回保険料が払い込まれない場合、ご契約は無効となります。

7 効力を失ったご契約の復活について

- 効力を失ったご契約でも、失効日から[1年以内](#)であれば復活を申し込むことができます。
- この場合、次のとおり取り扱います。
 - 改めて告知または診査をしていただきます。(健康状態等によってはご契約の復活ができないこともあります。)
 - 失効している期間の延滞保険料のお払込みが必要となります。
 - ご契約の復活を当社が承諾した場合、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、保険契約上の保障が開始されます。

8 ご契約の解約と解約返戻金

- 払込保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約時の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数等により異なります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- この保険の解約返戻金については、[契約概要「5 解約返戻金について」](#)をご覧ください。

9 現在のご契約を解約・減額等して、新たなご契約をお申込みになる際の留意事項

現在のご契約を解約・減額等(失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下、同じ。)して新たなご契約をお申込みになる場合、以下の点でご契約者に不利益となることがあります。

- **現在のご契約についての留意事項**
 - [多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。](#)特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。
- **新たなご契約についての留意事項**
 - 保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
 - [新たにお申込みになるご契約についても、他のご契約と同様に告知義務があります。](#)
 - 新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
 - 詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結または復活に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
 - 告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなることがあります。
 - 新たなご契約ががんを保障するご契約の場合、新たなご契約の保険期間の始期の属する日から起算して90日を経過した日の翌日からがんに関する保障が開始されます。新たなご契約の保障が開始される前に、現在のがんを保障するご契約を解約すると、がんに関する保障のない期間が発生します。
 - 当社所定のがん保険契約にご加入中の場合、「がん保険契約の乗換に関する取扱い特約」を付加することにより、ご契約の保障期間を途切れさせることなく、FWDがんベスト・ゴールドに乗り換えることができます。詳細は巻末の[「その他の重要事項」](#)および[『ご契約のしおり・約款』](#)をご覧ください。

10 給付金額等が削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構



03-3286-2820



月-金(祝日・年末年始を除く)
9:00-12:00、13:00-17:00



<https://www.seihohogo.jp/>

11 給付金等のご請求について

- 給付金等の支払事由に該当した場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社(最寄りの営業部門または当社の総合サービスセンター)にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等は当社にご連絡ください。
- 代理請求について
 - 給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約により、指定代理請求人が請求を行うことができます。
 - ご契約者は指定代理請求人の方に対し、「ご契約の内容」および「代理請求ができること」を必ずお伝えください。
- ご住所等を変更された場合
 - 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。

12 法令等の改正に伴う支払事由の変更

- 法令等の改正により、公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めるときは、当社は主務官庁の認可を得て、所定の特約の支払事由を変更することがあります。
- この場合、当社は変更日の2か月前までにご契約者に変更内容を通知します。ただし、正当な理由によって変更日の2か月前までに通知できない場合には変更日前に通知します。

13 ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターへご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 総合サービスセンター



0120-211-901 (通話料無料)



月-金(祝日・年末年始を除く)
9:00-18:00

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス:<https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

その他の重要事項

当社所定のがん保険契約にご加入の場合、「契約概要」、「注意喚起情報」のほか、次の内容についてご確認ください。また、「その他の重要事項」に記載している内容の詳細については、『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますので、あわせてご覧ください。

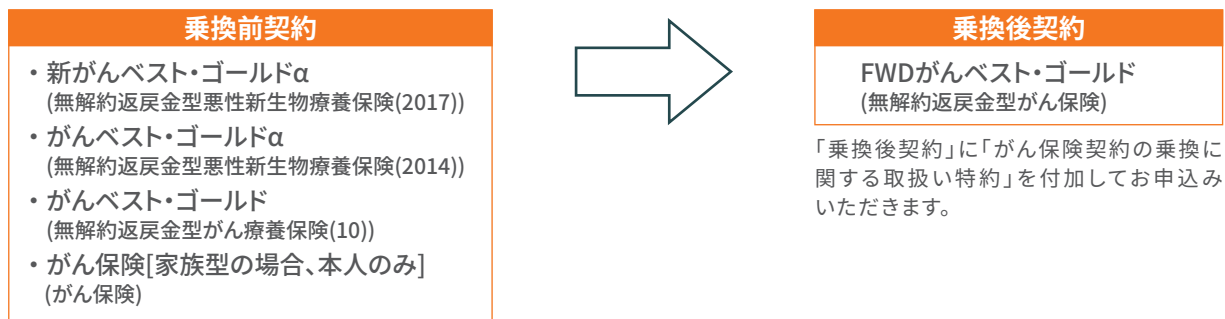
当社所定のがん保険契約の乗換について

当社所定のがん保険契約にご加入中のお客さまは、「乗換後契約」に「がん保険契約の乗換に関する取扱い特約」を付加したうえで、所定の条件を満たせば、ご契約の保障期間を途切れさせることなく「FWDがんベスト・ゴールド」に乗り換えることができます。

(注)「乗換後契約」のお申込みと同時に「乗換前契約」の解約手続きを行わない場合、がんに関する保障(*)を途切れさせないためには「乗換後契約」の保険期間の始期の属する日から90日間は「乗換前契約」を継続し、「乗換前契約」と「乗換後契約」の保険料をいずれもお払込みいただく必要があります。

(※)「乗換前契約」と「乗換後契約」で保障範囲が異なる場合があります。

対象となるがん保険契約



- 保障期間を途切れさせることなく「FWDがんベスト・ゴールド」に乗り換えるためには、以下の所定の条件を満たす必要があります。
 - 「乗換後契約」のお申込みと同時に「乗換前契約」の解約手続きを行うこと
(主契約・特約すべてを解約する場合に限りです。)
 - 乗換時において、「乗換前契約」が失効していないこと
 - 乗換時において、乗換前後でご契約者が同一であること
 - 乗換前後で被保険者が同一であること

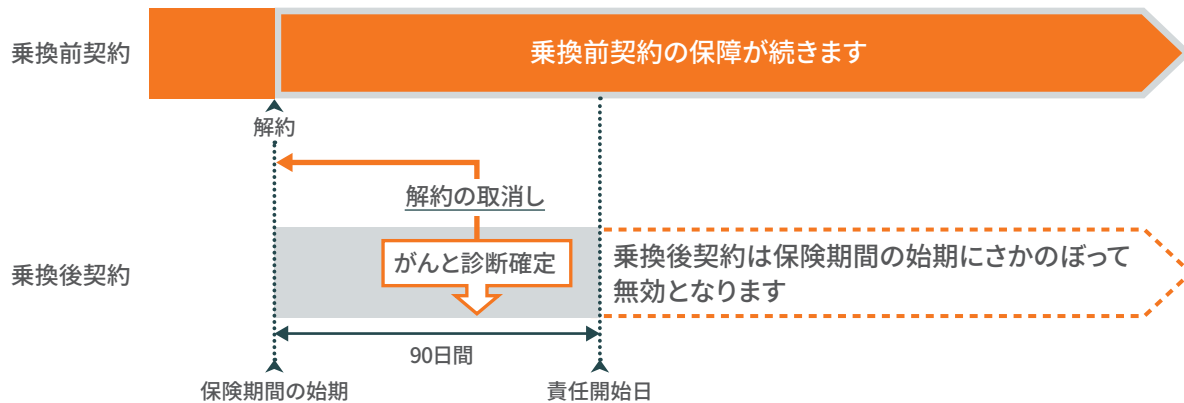


- 乗換にあたっては、改めて健康状態等の告知をいただく必要があります。告知の内容等によっては、「乗換後契約」をお引受けできないことがあります。この場合、「乗換前契約」の解約のご請求はなかったものとします。
- 「乗換後契約」1件に対して、「乗換前契約」は1件となります。

「乗換後契約」の責任開始日の前日以前にがん診断確定された場合

- 「乗換後契約」は、保険期間の始期の属する日から起算して90日を経過した日の翌日から保障を開始しますので、「乗換後契約」の責任開始日の前日以前にがん診断確定された場合、「乗換後契約」は無効となります。
- 「乗換後契約」の責任開始日の前日以前にがん診断確定された場合、次の金額を所定の期限までにお支払いいただくことで、「乗換前契約」の解約を取り消し、「乗換前契約」のお支払いの対象(※)とすることができます。
 - (※)「乗換前契約」と「乗換後契約」で保障範囲が異なる場合があります。
 - ・「乗換前契約」について払込期月が到来している保険料のうち、お支払いいただいていない保険料
 - ・「乗換前契約」の解約の際に、当社がお支払いした解約返戻金および未経過保険料等

[しくみ図]



「乗換後契約」の責任開始日の前日以前にがん診断確定された場合の留意事項

- 次のいずれかに該当する場合は、「乗換後契約」の責任開始日の前日以前にがん診断確定された場合でも「乗換前契約」の解約を取り消すことができませんので、がんに関する保障(※)がなくなります。
 - (※)「乗換前契約」と「乗換後契約」で保障範囲が異なる場合があります。
 - ・「乗換前契約」の解約を取り消すために必要となる金額を、所定の期限内にお支払いいただけなかったとき
 - ・「乗換後契約」について、重大事由による解除、不法取得目的による無効、詐欺による取消しの原因となる事由が生じていたとき
- ご契約の乗換後に被保険者を同一とする他の保険契約に加入したことで、「乗換前契約」と他の保険契約を合算した給付金額が所定の限度をこえる場合、その限度をこえないこととなるまで「乗換前契約」の一部を消滅(減額・特約解約)させ、そのうえで、「乗換前契約」の解約を取り消します。
 - (注)「乗換前契約」で減額・特約解約を取り扱っていない場合や、減額後の給付金額が所定の金額を下回る場合等は、「乗換前契約」の解約を取り消すことができません。

(ご参考)「ご契約のしおり・約款」について

「ご契約のしおり・約款」はご契約にともなう大切なことがらを記載したもので、ご契約に必要な保険の知識についてもご説明しています。必ず内容をご確認ください。

「WEBしおり・約款」のご案内

■当社ホームページでは、いつでも「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードできる「WEBしおり・約款」をご用意しています。

「ご契約のしおり・約款」の閲覧・ダウンロード方法

1. インターネット当社ホームページ内の「WEBしおり・約款」へアクセス

■検索サイトから

FWD生命 約款



■URLまたは二次元コードから

<http://article.fwdlife.co.jp/yakkan/top.php>



2. 「ご契約のしおり・約款」の検索コードを入力し、「検索」ボタンをクリック

保険種類	FWDがんベスト・ゴールド
ご契約のしおり・約款 検索コード	089-20211102

※同一の保険種類が複数の検索コードを有することがあります。

3. 「保険種類」「契約日」をご確認のうえ、「PDFファイルを開く」ボタンをクリック

4. 「ご契約のしおり・約款」のPDFファイルを閲覧・ダウンロード

※「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードする際にかかる通信料はお客様のご負担となります。

■ご契約のお申込み後に紙冊子の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合は、郵送でお送りいたしますので、当社ホームページよりご請求または総合サービスセンターまでお申出ください。



0120-211-901
(通話料無料)



月-金(祝日・年末年始を除く)
9:00-18:00



fwdlife.co.jp



当社委託の生命保険募集人がお客様から現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。

引受保険会社

FWD生命保険株式会社

ホームページ fwdlife.co.jp
総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)
受付時間:月-金(祝日・年末年始を除く) 9:00-18:00

募集代理店